

工業用水法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

工業用水法施行令（昭和三十二年政令第四百四十二号）

（傍線部分は改正部分）

b

改 正 案	現 行
<p>別記 一〇八（略）</p> <p>九 川口市（県道さいたま草加線以北で県道大間木蕨線以西の地域並びに市道幹線四十三号線との交点以西の県道さいたま草加線、市道幹線四十三号線、県道金明町鳩ヶ谷線との交点以北の県道さいたま鳩ヶ谷線及び県道金明町鳩ヶ谷線以南の地域に限る。）、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市及びさいたま市（東日本旅客鉄道東北本線の土呂駅から大宮駅を經由して蕨駅に至る区間以西で、大宮駅以北の東日本旅客鉄道東北本線との交点から一般国道十七号線との交点までの県道さいたま春日部線以南で、その交点から一般国道二百九十八号線との交点までの一般国道十七号線以東の地域並びに一般国道二百五十四号線との交点から一般国道十七号線との交点までの県道さいたま上福岡所沢線及びその交点から一般国道二百九十八号線との交点までの一般国道十七号線以南の地域（西区大字飯田、同区大字飯田新田、同区大字植田谷本、同区大字塚本、同区大字三條町、同区大字島根、同区大字昭和、同区大字塚本、同区大字一丁目から三丁目まで、同区大字中野林、同区大字二ツ宮、同区大字水判土、大宮区上小町、同区吉敷町二丁目、同区桜木町一丁目、二丁目及び四丁目、同区錦町並びに同区三橋一丁目から五丁目までを除く。）、大字下落合（東日本旅客鉄道東北本線の大宮駅から浦和駅に至る区間以東の地域に限る。）並びに南浦和四丁目に限る。）</p> <p>十〇七（略）</p>	<p>別記 一〇八（略）</p> <p>九 川口市（県道さいたま草加線以北で県道大間木蕨線以西の地域並びに市道幹線四十三号線との交点以西の県道さいたま草加線、市道幹線四十三号線、県道金明町鳩ヶ谷線との交点以北の県道さいたま鳩ヶ谷線及び県道金明町鳩ヶ谷線以南の地域に限る。）、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市及びさいたま市（東日本旅客鉄道東北本線の土呂駅から大宮駅を經由して蕨駅に至る区間以西で、大宮駅以北の東日本旅客鉄道東北本線との交点から一般国道十七号線との交点までの県道さいたま春日部線以南で、その交点から一般国道二百九十八号線との交点までの一般国道十七号線以東の地域並びに一般国道二百五十四号線との交点から一般国道十七号線との交点までの県道さいたま上福岡所沢線及びその交点から一般国道二百九十八号線との交点までの一般国道十七号線以南の地域（北袋町一丁目、吉敷町二丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、桜木町四丁目、錦町三橋一丁目から五丁目まで、上小町、塚本町一丁目から三丁目まで、大字二ツ宮、大字飯田新田、大字大宮塚本、大字植田谷本村新田、大字島根、大字三條町、大字植田谷本、大字中野林、大字飯田、大字水判土及び大字大宮昭和を除く。）、大字下落合（東日本旅客鉄道東北本線の大宮駅から浦和駅に至る区間以東の地域に限る。）並びに南浦和四丁目に限る。）</p> <p>十〇七（略）</p>